

トピック：第5回ビジネスと人権国連フォーラム 参加報告—「新しいアプローチ」

2016年11月14～16日、ビジネスと人権国連フォーラムがジュネーブの国連本部で開催されました。本フォーラムは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（以下、指導原則）を実行していく上での課題を議論したり、ビジネスと人権に関するマルチ・ステークホルダー間の対話を進めるために、国連人権理事会の決議にもとづいて開催されているものです。指導原則が承認された翌年の2012年以降毎年開かれており、今年で5回目を迎えました。

今回のフォーラムを一言で表すとすれば、「新しいアプローチ」です。貿易や環境といった伝統的な国際レジームと比較したときに、非常に斬新なアプローチであったり、あるいは指導原則を実行していく上での課題に新たな手法で臨もうとする姿勢が、このビジネスと人権国連フォーラムのセッション、パネルの随所に見られました。

国家、企業、市民社会の協同体制

まず、人権保護という目標を実現していくためのプロセスが、これまでの伝統的な国際社会の取り組み方と異なっています。例えば貿易を实践する主体は企業であり、温室効果ガスの排出を抑制するために努力する第一線に立っているのも企業です。しかし、企業が主要なアクターと捉えられながらも、貿易や環境の枠組みでは、まず国家が政策の方向性を議論し、国家が条約や政府間協定といった形で合意し、それら国際法上の義務を国内法を策定することによって履行していくという仕組みをとっています。



もちろん、社会の変化とともに、こうした国家中心の枠組みも変化しつつあります。例えば、最近の世界貿易機関（WTO）は、SDGs達成に向けた貢献として、貿易を通じた貧困削減に積極的に取り組ん

でいます。しかし、WTOは政府間国際機構の中でも加盟メンバー主導の性格が強く、この「政府の壁」を越えて貧困層に向けて直接支援を実施するのは難しいのです。

これに対しビジネスと人権の分野では、国家の枠組みという壁をあっさりと越え、国家、企業、市民社会といったマルチ・ステークホルダーが、同じ土俵に立って目標実現に向かって協同していく体制が前提となっています。同じ人権の領域であっても、世界人権宣言をベースとする国際人権規約や拷問等禁止条約など一連の人権条約が、第一義的には国家の取り組みを中心とする伝統的な国際法体制に則っていることを考えると、ビジネスと人権分野の姿勢は特筆すべきといえます。

しかし、こうした新しいアプローチに対しては伝統的な手法への回帰を試みる動きがあるのも当然で、16日のセッション「Update on the treaty process」や「State regulatory approaches: the trend toward mandatory human rights due diligence and reporting across sectors」などでは、指導原則の条約化や国内規律の強化・法制化が議論となりました。

金融機関をチェーンに取り込め！

次に特筆すべきは、金融機関についての集中的な議論です。これは、国家、企業と並んで金融機関の役割を主要議題の一つに掲げた今回のフォーラムの特徴でもあります。その狙いは、製品やサービスの一連のバリュー・チェーンに直接つながっている企業のみならず、資金の提供者である金融機関をビジネスと人権の議論に組み込むことであり、人権課題に対する銀行、機関投資家、保険会社などの役割や責任を検討するセッションが数多く開かれました。

バリュー・チェーンにおける金融機関の位置づけについては、14日のセッション「Capital supply chain: gaining a better understanding of the investor eco-system and how to engage with investors on human rights」で使われた「エコシステム」という用語で説明すると理解しやすいように思います。生態学でいうエコシステム（生態系）は、物質循環とエネルギーの流れに着目しますが、ビジネスと人権の文脈では、この二つの要素を一連のバリュー・チェーンと経済活動の血液とも呼ばれる金融のサプライ・チェーンとみなし、それらが資金調

達という行為を通じてつながっている仕組みと捉えていました。

上記のセッションでは、責任ある投資の観点からファンドマネージャーや証券取引所の対応について議論され、なかでもブラジルの証券取引所の事例に質問が集中しました。主な結論としては、証券取引所として人権保護を実現していくには、証券取引所で扱っている企業がどのくらい人権に配慮しているかを取引の判断材料として提供していく必要があります。その意味で、人権に関するインデックスやランキングといった「ソフトパワー」は非常に有効であるというものでした。さらに、証券取引所の活動は証券取引法など国内の規律と密接に関連しており政策に左右されやすいので、政府とのより積極的な協調関係を望む声がある一方で、証券取引所の管轄権は一定程度確保すべきという意見も出されました。

金融セクターの動きはビジネスと人権に限らず、貿易や環境といった他のどの分野でも重要な要素となっています。しかし、例えば貿易金融の重要性は長年に亘り認識されてきましたが、WTOにおける議論の主要議題になるまでにはかなりの時間がかかっています。指導原則が承認されてから5年という短い期間で金融機関の役割にスポットライトを当てるとするのは、非常に早い動きです。

しかし、ビジネスのあらゆる側面に人権課題は存在しており、ステークホルダーの広がりやその責任の範囲も際限がありません。このため、15日のセッション「Public financial institutions, financial regulators and human rights: innovative approaches」では、どこまで金融機関が責任を取るべきか、その線引きは非常に難しいという議論がなされていました。

国際投資協定の議論：「非投資的関心事項」

「新しいアプローチ」という意味では、国際投資協定の議論も外せません。国家間関係を規律するのが主要な目的である国際法において、国際投資法は企業が権利・義務の主体として認められてきた数少ない領域です（もう一つの著名な事例が、個人の権利を規定した国際人権法です）。この国際投資協定における最近の動きに注目したのが、14日のセッション「Integrating human rights in international investment agreements」です。

現在、世界中に2,500あるいは3,000以上の国際投資協定が存在するといわれています。そうした中で、企業のCSRに関する条項を明示的に組み込んでいる協定はさほど多くはありません。しかし、徐々にではありますが、国際投資協定あるいは協定締結に向けた交渉のひな型となるモデル協定にCSR条項を組み込んでいる国も増えてきています。上記の

セッションでは、こうした動きをさらに進めて、人権配慮をベースにした国際投資協定が紹介されました。例えば2015年以降に締結されたブラジルのAgreement on Cooperation and Facilitation of Investments（モザンビーク、アンゴラ、メキシコと締結）や、同じく2015年に作成されたインドのDraft Model Bilateral Investment Treaty（交渉のひな型）です。これらは、従来の国際投資協定と異なり、人権アセスメントの実施やオンブズマンとしての市民社会の役割を重視しています。貿易の分野で環境や競争政策といった「非貿易的関心事項」に議論が広がったように、投資の分野でも「非投資的関心事項（non-investment concerns）」の議論を深めていくべきで、その際、人権保護はその中心課題となるべきという主張がなされました。

しかし、自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の増大がスパゲティボール現象(FTA/EPAごとに異なる貿易ルールが并存し、複雑に絡み合う状況のこと)を引き起こしているように、国際投資協定の分野でも様々な規律内容の協定が并存すると、規律の分断(fragmentation)が深刻化するという指摘もありました。



ジュネーブとケープタウン：中央と現場

フォーラム会場では、具体的な議論を通じて指導原則の実行を目指す参加者の熱気が伝わってきました。しかし、ジュネーブで共有されているマルチ・ステークホルダーの協調体制が、各国の現場で実際にどこまで浸透しているのかは疑問です。例えば、南アフリカのケープタウンで毎年同時に開かれているアフリカの鉱業に関する二つの会議—産業界主導のマイニング・インダバと市民社会主導のオルタナティブ・マイニング・インダバ—は、資源開発を推進する政府関係者、企業、投資家と鉱山開発による環境破壊や健康・労働問題を糾弾するNGOや人権・環境弁護士達が真っ向から対立しています。こうした中央と現場の意識のギャップをどう克服していくかが今後の課題となりそうです。

(新領域研究センター 法・制度研究グループ/
箭内彰子)